

神奈川県における 犯罪被害者等支援の取組み

神奈川県安全防災局安全安心部
犯罪被害者支援担当課長

神奈川県支援の取組

平成19年度～

- 総合相談窓口の設置（平成19年6月）
- 有識者懇談会の設置（平成19年6月）
→ 県が充実すべき支援施策、条例の必要性について平成20年5月に提言
- 「神奈川県犯罪被害者等支援条例」
（平成21年4月施行）
- かながわ犯罪被害者サポートステーション
（平成21年6月開設）

神奈川県犯罪被害者等支援条例(1)

- 目的(第1条)

- 犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・
軽減
- 犯罪被害者等を支える地域社会の実現
- 誰もが安心して暮らすことのできる県民
生活の実現

神奈川県犯罪被害者等支援条例(2)

- 理念(第3条)
 - 適切できめ細かい支援を途切れなく提供
 - すべての県民が犯罪被害者等の置かれている状況を理解し、配慮し、それぞれの立場での自発的な支援を推進
 - 県、市町村、県民等が相互に連携し、及び協力して推進

神奈川県犯罪被害者等支援条例(3)

- 責務一県(第4条)

- 総合的な支援施策を策定し、計画的に実施すること
- 国、他の地方公共団体や県民等との連携、協力に努めること
- 県民等及び市町村への情報提供、啓発活動、人材育成その他必要な支援に努めること

神奈川県犯罪被害者等支援条例(4)

- 責務一県民(第5条)

犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性についての理解を深め、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏に配慮するとともに、犯罪被害者等が地域社会で孤立しないよう努めること

神奈川県犯罪被害者等支援条例(5)

- 責務－事業者(第6条)

犯罪被害者等の置かれた状況等を理解し、配慮するとともに、犯罪被害者等支援の推進に努めること

- 責務－民間支援団体(第7条)

- 専門的な知識や経験を生かした支援の推進
- 県が実施する支援施策への協力

神奈川県犯罪被害者等支援条例(6)

● 県の基本的施策(第10条～21条)

- 「総合的支援体制の整備」
- 「経済的負担の軽減」
- 「法律相談体制の充実」
- 「日常生活の支援」(付添など)
- 「カウンセリング支援」
- 被害直後の「一時的な住居の提供」
- 「普及啓発」、「人材育成」
- 「推進体制の整備」

かながわ犯罪被害者サポートステーション

○事件後の初期の段階から中長期に及ぶ支援を一つの窓口で一元的に提供



県・警察・民間支援団体が一つの場所に常駐し、連携して支援

かながわ犯罪被害者サポートステーション における主な支援

- 総合相談
- 弁護士相談
- カウンセリング
- 直接・生活支援
- 緊急避難場所(ホテル)提供
- 生活資金貸付
- 県営住宅の提供
- 自助グループの運営育成

かながわ犯罪被害者サポートステーション

- 県： 法律相談、生活資金貸付、緊急避難場所（ホテル）及び県営住宅提供、広報、関係機関連絡調整
- 警察： 相談専門員による支援、カウンセリング、情報提供
- NPO法人神奈川被害者支援センター： カウンセリング、直接支援、自助グループ運営育成

＜留意点＞→ 個人情報保護

被害者の同意、県、警察の併任、早期援助団体

かながわ犯罪被害者サポートステーション

- 基本的な支援の流れ

- ①警察署からの支援要請
- ②支援調整担当者の派遣→被害者の状況、意向把握
- ③支援調整会議→具体的支援決定
- ④支援実施→三者の役割分担に応じて実施

かながわ犯罪被害者サポートステーション 支援実績(平成21年6月～22年3月)

- 相談件数 1,000件(県、支援C)
- 弁護士相談 47件
- カウンセリング 606件(警察、支援C)
- 直接・生活支援 251件(警察、支援C)
- 緊急避難場所(ホテル)提供 2件
- 生活資金貸付 3件

かながわ犯罪被害者
サポートステーション

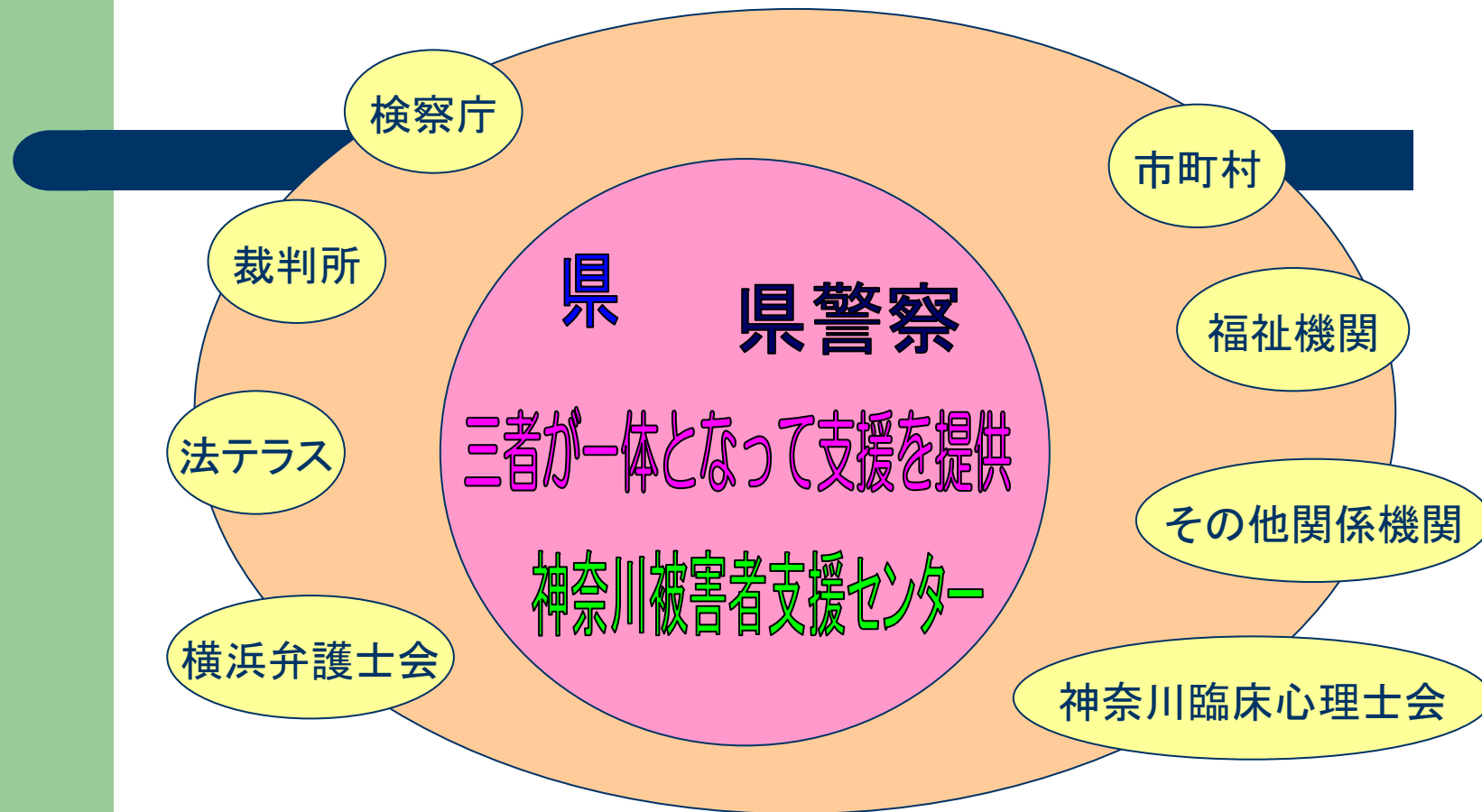








かながわ犯罪被害者サポートステーション



関係機関と連携し総合的な支援を提供

平成21年度事業(支援以外)

○ 広報・啓発事業

- (1) 理解促進講座、国民のつどい神奈川大会
- (2) 中高生向け教材の作成・配布
- (3) 支援ハンドブックの作成・配布

○ 人材育成・確保

- (1) 支援員養成講座の開催
- (2) ボランティア登録制度の実施

今後の課題

1 人材の確保・育成

直接支援・電話相談ボランティアの確保

→ボランティア登録制度

2 条例対象外の被害者等への支援

県外居住者、目撃者、親族間犯罪被害者等への支援

→ 民間支援団体による対応、全国的な支援の連携

3 民間支援団体の財政基盤の強化

一般からの浄財の確保策

平成22年度の取組み(新規)

○支援施策の検証

- (1) 県民、関係機関からの意見
- (2) 被害者等意識調査
- (3) 有識者等による検証委員会の設置

○広報・啓発

- (1) 理解促進協働公開講座
サポートステーション開設1周年事業など
- (2) 事業者理解促進研修
教材の作成と出前研修の実施

犯罪被害者等支援について

終 わ り

ご清聴ありがとうございました。

神奈川県安全防災局安全安心部

犯罪被害者支援担当課長